

わになって・みんなポカポカ・大鷗町

広報 おおわに

2月号 令和8年 (2026年) No.769

今月のおもな内容

- | | | |
|----------------|--------------|----------------|
| ◆まちの話題 | ◆議会だより | ◆まちのお知らせ |
| ◆こちら警察・消防! | ◆月替わりの掲載コーナー | ◆おおわにかわら版 |
| ◆弘前大学生コラム | ◆おおわにかわら版 | ◆3歳児健診　むし歯のない子 |
| ◆3歳児健診　むし歯のない子 | 26 | 24 |
| | 29 | 17 |
| | 30 | 25 |
| | 31 | 22 |
| | 32 | 16 |
| | 3 | 2 |



菊池穂津美さんが藍綬褒賞を授与されました

藍綬褒賞の伝達が1月7日、町長室で行われ、町長より章記と褒賞が菊池穂津美さんに伝達されました。

菊池さんは大鷲地区防犯指導隊と黒石地区防犯指導隊大鷲支隊での活動、平成20年度からは支隊の指導隊長を務めた防犯実践活動の推進に寄与した功労が認められ、令和7年11月3日付けで藍綬褒章を授与されました。

町長は「長年に渡り、地域の防犯活動にご尽力いただきありがとうございます。」と感謝を述べ、防犯指導隊からの記念品の贈呈も行われました。

健康新STEP♪を開催しました

1月17日、大鷲町地域交流センターで健康フェスティバルを開催しました。約180名の方が来場し、終始にぎやかな雰囲気となりました。「湯の郷おおに健康長寿宣言」10周年を記念し、弘前大学特別顧問・中路重之氏による講演や健康長寿宣言8か条の紹介が行われました。また、蔵館保育園の園児たちによるよさこいや一輪車の演技も披露され、会場を大いに盛り上げました。健康測定や健康食の試食コーナーなども設けられ、楽しみながら健康について見直す一日となりました。



教育委員に辞令が交付されました

町教育委員辞令交付式が1月7日、町長室で行われ、山口裕子さんに辞令が交付されました。

山口さんは、「皆さまのご指導のもと、待ちの教育の発展に引き続き尽力したい」と述べていました。

山口さんは、平成29年から教育委員を務め、本期で3期目となります。

教育委員とは、主に教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定する職責を担っており、教育、学術及び文化に對して見識を有する方の中から、町長が議会の同意を得て任命しています。

寄附をいただきました

令和7年11月から12月までの間に3件の寄附をいただきました。

「公益社団法人弘前法人会」様からは大鷲町中央児童館に児童遊具を、「社会福祉法人 北光会」様からは大鷲小・中学校に音楽活動にかかる費用を、「青森電子計算センター」様からは大鷲小・中学校に児童生徒用図書を寄附いただきました。

寄附いただいたものは、町の子ども達の健全な育成のために活用させていただきます。

写真は寄附いただいた遊具で遊んでいる児童の様子です。

地域包括支援だより

口腔機能の低下（オーラルフレイル）を予防しましょう

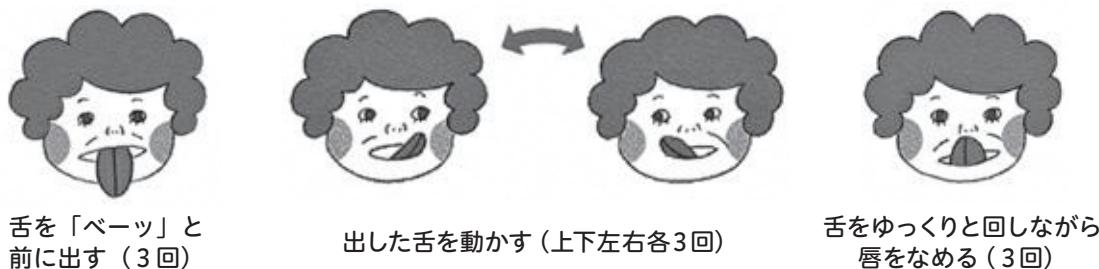
右の図のように、口や口の周りの筋肉が衰えていくことを「オーラルフレイル」といいます。オーラルフレイルは、全身のフレイル（虚弱）やサルコペニア（筋肉量の減少、筋力低下）の発症、低栄養状態、さらには要介護認定や死亡リスクの増加と関連があることがわかってきます。

オーラルフレイルの改善や予防にお口の体操を行いましょう。



◎お口の体操

①舌のストレッチ（よく噛み、よく飲めるように）



②あいうべ体操（口の周りの筋肉をきたえる）目安は①～④を30回



さわやかシニア教室 参加者募集

65歳以上の町民を対象に筋力アップのための運動や認知機能低下予防のレクリエーション、脳トレやお口の体操を中心とした内容で行う介護予防や仲間づくりを目的とした教室です。参加を希望される方は、実施日に直接会場にお越しください。

対象者 65歳以上の町民

参加費用 無料

開催日時 月2回程度 水曜日 13時30分～15時

場所 大鰐町中央公民館 集会室

開催日

令和8年2月	4日	25日
3月	4日	18日

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）

第80回国民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会開催のお知らせ

開催日 2026年2月14日（土）～17日（火）

会 場 大鰐温泉スキー場、青森あじやらの森クロスカントリーコース（ラグビー場）

競 技 ジャイアントスラローム（GS）・クロスカントリー（CC）

■大会に関する問合せ先 全国スキー大会準備室 ☎ 88・6035

競技会場駐車場の規制・お願いについて

●駐車場規制期間（GS）

2月13日（金）～17日（火）

●駐車場規制期間（CC）

2月12日（木）～17日（火）

上記の期間中は、競技会場周辺において混雑が予想されます。

また、競技会場周辺の駐車場は、一般観客の方はご利用できません。

大会の円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

観戦を希望される方へのご案内

競技の観戦を希望される方は、公共交通機関（鉄道・路線バス）をご利用ください。

JR 大鰐温泉駅から大会シャトルバスを運行します。

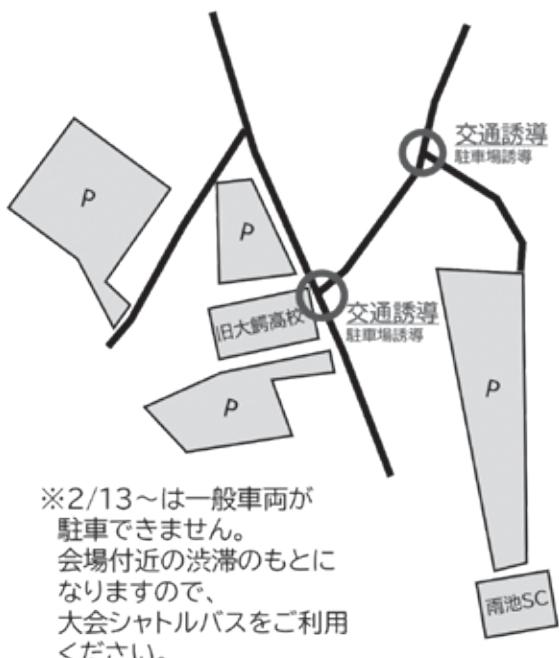
大会シャトルバスをご利用のうえ、競技会場へお越しください。

（GS・CC会場への直通便のみ）

●大会シャトルバス乗降場所・時刻表はP 5参照。

GS会場 周辺図

※交通誘導中でも、通常の通行は可能です。
ただし、混雑時は渋滞が発生する可能性があります。



CC会場 周辺図



大会シャトルバスの運行について

運行期間 2026年2月15日（日）～17日（火）

発着場所 JR 大鰐温泉駅前

ジャイアントスラローム（GS）会場

クロスカントリー（CC）会場行きの2方面編成



大会シャトルバスについて
(二次元コード)

大会シャトルバスを利用予定の方々へ

大鰐温泉駅前の駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関（町民の皆さまはデマンドバス）を利用して駅前までお越しください。



GS会場行き

○始発便

8:00 JR 大鰐温泉駅発



(約30分間隔で運行)



○最終便

2/15～16

15:40 雨池スキーコミュニティセンター発

2/17

13:50 雨池スキーコミュニティセンター発

CC会場行き

○始発便

8:00 JR 大鰐温泉駅発



(約30分間隔で運行)



○最終便

15:45 わんぱく広場駐車場発

■大会シャトルバスに関する問合せ先

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会

スキー競技会青森県実行委員会事務局

☎ 017・734・9183

■デマンドバスに関する問合せ先

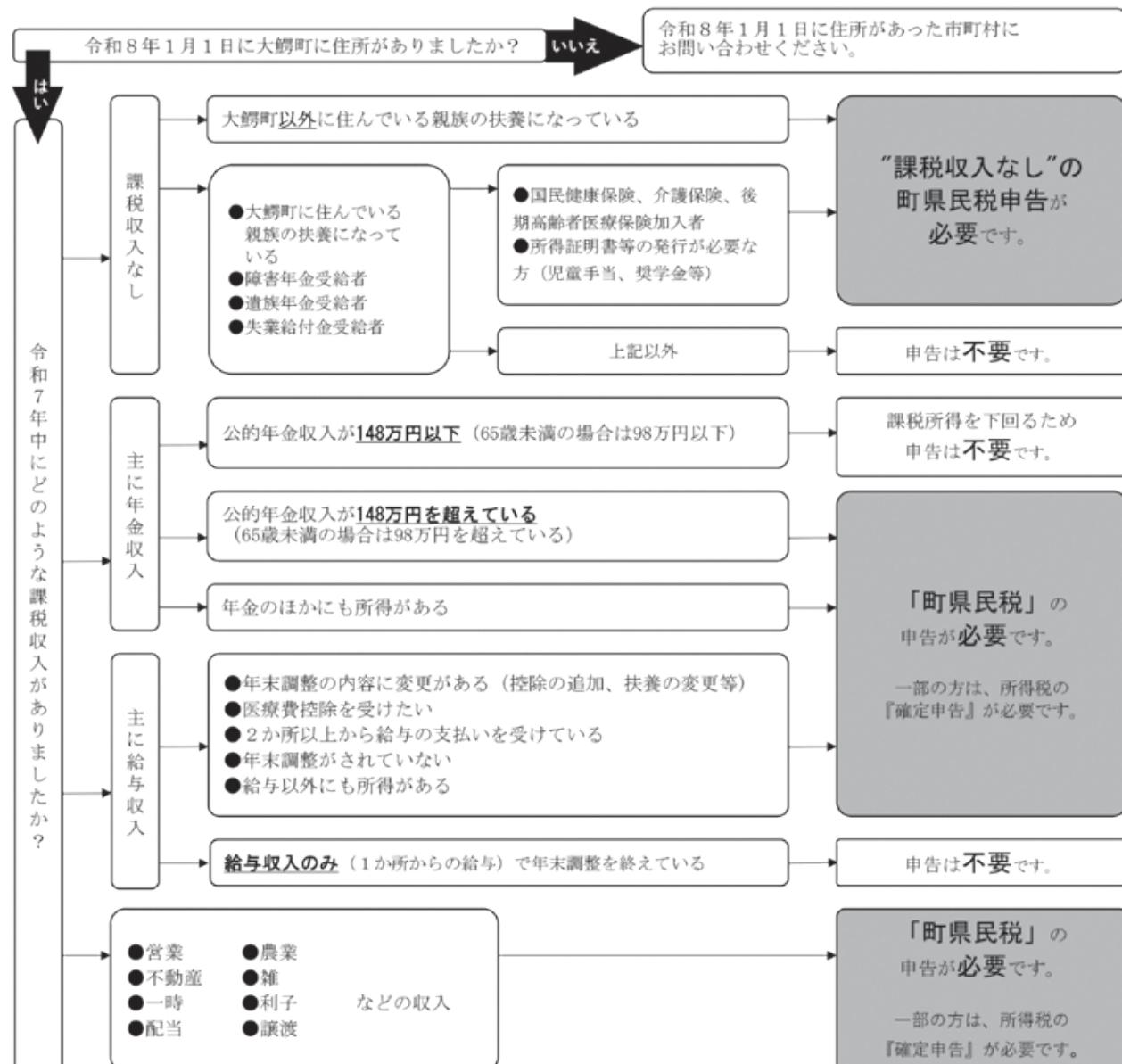
企画観光課 ☎ 55・6561

町県民税の申告が必要かチェックしてみましょう

今月から町県民税の申告相談が始まります。下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。

自分に当てはまる矢印を進んでください。なお、表示の年齢は令和8年1月1日現在のものになります。

【注意】チャートは一般的なケースを想定していますので、ご不明な点は税務課 ☎ 55・6562（直通）までお問い合わせください。



○チャート中の各『所得』の求め方は、毎戸配布した『令和8年度町県民税申告説明書』をご覧ください。

○所得税の納付が必要な方は、「所得税の確定申告」が必要です。

○すでに納付した（源泉徴収された）所得税の還付を受けるためには、「所得税の確定申告」が必要です。

以下に該当する方は、町の申告相談では対応できません。

- 青色申告をする方
- 海外での収入がある方
- 令和7年中に住宅の新築や増改築、中古住宅の購入をし、「住宅借入金等特別控除」の対象となる方
- 先物取引を行った方
- 消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方
- 譲渡所得があり特例適用の対象となる方

■お問合せ 税務課 ☎ 55・6562（直通）

令和8年度町民税・県民税申告相談

- とき 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで

※詳しい日程は広報おおわに1月号または毎戸配布の『令和8年度町県民税申告説明書』をご覧ください。

農業を営む皆様へ

●必要書類のお忘れにご注意ください

2月16日（月）から町民税・県民税の申告相談が始まります。

申告相談時には次の資料を確認しますので、あらかじめご準備ください。

「収入（売上金額）」が分かるもの

- ・領収書、納品書、請求書、売買仕切書（弘果出荷者）、出荷伝票、精算仮渡金明細書など
- ・各種補助金の決定通知書

「必要経費」が分かるもの

- ・請求書、領収書、証明書
 - ・農協の経費一覧表
 - ・農業用に使用している軽自動車税、自動車税、固定資産税の納税通知書、課税明細書
- ※前年、町の申告相談に来なかった方は次の資料をお持ちください。
- ・前年の農業収支内訳書
 - ・前年の減価償却資産内訳書

●資料の事前準備や整理のお願い

農業収入のある方は農業の「収支内訳書」を作成するため、給与・年金収入のみの方に比べて相談時間が長くなります。

申告相談時間の短縮のため、「精算仮渡金明細書」や「販売明細の証明書」など、事前に取引先（農協、弘果等）から必要書類を取り寄せて申告相談会場にお持ちください。

また、弘果と取引している方は、売買仕切書の計算を済ませておいてください。

売買仕切書を計算するときは、収入（合計（税込み）と記載されている欄）の額と、経費（委託手数料、運賃、協力金等が記載されている控除金額の欄）の額をそれぞれ分けて計算してください。

※資料の不足により内訳が判別できない場合、申告相談を中断し、あらためて受付からやり直してもらうことがあります。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎ 55・6562（直通）

弘前税務署からのお知らせ

●【所得税・消費税・贈与税確定申告書作成会場の開設】

○開設場所 弘前市立観光館（弘前市大字下白銀町2-1） 1階多目的ホール

○開設期間 2月16日（月）～3月16日（月）《土、日、祝日を除く》

○開設時間 9時～16時

○注意事項 会場の駐車場は有料です。なお、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※1 スマホ（又はパソコン）とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、是非ご利用ください。

※2 申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約を是非ご利用ください。

なお、LINEによるオンライン事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友だち追加が必要です。

※3 所得税の確定申告書の作成に当たっては、マイナポータル連携をご利用ください。医療費やふるさと納税などの情報を申告書に自動入力することができ、申告書をスムーズに作成できます。

※4 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを利用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信（提出）していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード（注）のほか、マイナンバーカードの電子証明書が無効化されていないかを来場前に必ずご確認いただきますようお願いします。

（注）利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）、署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

LINEの
お友達追加
はこちら



■お問合せ 弘前税務署個人課税第一部門（弘前市大字本町2-2） ☎ 32・0331（代表） ※自動音声「2」番

青森県司法書士会からおしらせ

● 2月は「相続登記はお済みですか月間」です

2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。この日以前に亡くなった方の相続についても相続登記義務は適用されますので、これまで手つかずで放置されていた相続や、遺産分割協議が成立しないためにやむを得ず手続を中断していた相続などについても、2027年3月31日までに相続登記をしなければなりません。また、相続登記は後回しにすればするほど、時間も費用もかさむことが多いため、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。

青森県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」としております。

ぜひこの機会にお近くの司法書士にご相談ください。

■お問合せ 青森県司法書士会

〒030-0861 青森市長島三丁目5番16号
☎ 017・776・8398 FAX 017・774・7156

●女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話・面談）

※秘密厳守ですので、安心してご相談ください

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

法律家に相談にくかったみなさま、女性なら聞いてもらえる、話せる、と思っておられるみなさま、ぜひこの機会をご利用ください。

日 時 2026年2月28日（土）10時から15時まで

電話相談 相談専用電話 ☎ 017・752・0440（当日のみ）

面談相談 先着3名の予約制

予約受付 ☎ 017・776・8398

予約受付期間 2月16日（月）9時から20日（金）17時まで

※予約受付期間中でも、予約枠が埋まった場合は受付終了となります。

主 催 青森県司法書士会

相 談 員 女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

※相談は無料ですが、具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けることができます。

詳しくは中南県税事務所までお問い合わせください。

※軽自動車税（種別割）については、市町村の税務担当課にお問い合わせください。

■お問合せ 中南県税事務所納税管理課 ☎ 32・4341（直通）

戦没者遺族相談員について

令和7年10月1日から戦没者遺族相談員が改選となりました。大鰐町を含む近隣地区を担当する相談員となっております。各相談員は、厚生労働大臣から委託を受け、様々な相談に応じています。相談希望の方はお問い合わせください。

- ・加藤 和夫（弘前市在住） ☎ 34・8082
- ・久保田 整（藤崎町在住） ☎ 090・5591・7343
- ・齋藤 文昭（平川市在住） ☎ 44・3423

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568（直通）

あなたの地域の相談役 民生委員・児童委員、主任児童委員を紹介します！

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭の見守り役として、また身近な相談相手として地域の安心・安全を支えています。

また、主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

相談に応じ、支援が必要な時には関係機関である「保健福祉課」や「社会福祉協議会」へのつなぎ役になります。

相談の内容は守秘義務により守られるので、安心してご相談ください。

●民生委員・児童委員と主任児童委員が決まりました

令和7年12月1日付けで、29名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました。

あなたの地域を担当する委員がわからないときは、お問い合わせください。

○民生委員・児童委員

氏名	担当地区
嘉瀬 要子	大鰐1
古川 綾子	大鰐2
内海 きぬ	大鰐3・4・5A
笛森 慶子	大鰐5B・6B一部
長井 トミ	大鰐6A・6B一部
廣島 加代子	大鰐6B
二川原 勝義	大鰐7A
松田 久男	大鰐7A
成田 留美子	大鰐7B・C
成田 正直	大鰐8・9
油川 美智子	大鰐10
山田 裕子	宿川原
神 光 悅	三ツ目内A
木田 裕	三ツ目内B
秋元 良子	居土・折紙
山中 敏枝	高野新田
山内 郁子	虹貝・虹貝新田

氏名	担当地区
不在	早瀬野・島田
佐々木 勇司	八幡館
下山 道子	森山
山田 明彦	鯖石
不在	蔵館1
不在	蔵館2・3・4・6
宮原 真由美	蔵館5A
笛田 真岐子	蔵館5B
不在	蔵館7・8
山内 良子	元長峰
柴田 富一	苦木
幸山 三池子	長峰
栗林 昌輝	九十九森
工藤 博康	唐牛
佐々木 たけ子	唐牛
佐々木 清春	駒木・駒ノ台・日の出 前田ノ沢

○主任児童委員

氏名	担当地区
高橋 瑠那	大鰐全域
原田 理沙	大鰐全域

不在となっている地区については、随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568（直通）

大鰐温泉スキー場まつりが開催されます！～令和7年度住民参加型まちづくり事業～

「大鰐温泉スキー場まつり」が開催されます。アルペンスキーでの「ポール（旗門）スラローム体験」とクロスカントリースキーでの「バイアスロン模擬レース」が行われます。貴重な体験ができるこの機会に、ぜひ参加してみませんか？

○日 時 令和8年2月28日（土）10時～12時の予定

○集合時間・場所 「ポール（旗門）スラローム体験」8時～9時 雨池スキーセンター（大鰐字虹貝清川48-1）
「バイアスロン模擬レース」8時30分～9時30分 青森あじやらクロスカントリーコース
[ラグビー場内]（大鰐字出張沢11-39）

○対象者 スキーを1人で滑られる小学生以下の児童

※主な対象は上記のとおりですが、それ以外のスキーを滑れる方も参加できます。

○参加料 1,000円（当日、受付時に集金）

○申込期間 令和8年2月1日（日）から2月28日（土）まで

当日も受付を行いますが、事前にお申込ください。

詳しくは、下記の大鰐スキー倶楽部までお問合せください。

■お問合せ 大鰐スキー倶楽部（電話対応は土・日、9時～16時）

☎ 48・3563 FAX 48・4161 E-mail o.s.c@lily.ocn.ne.jp



久吉ダム水道企業団からのお知らせ

●冬期間の水道料金について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3か月分の平均使用水量を各月の使用水量とみなし、料金を算定して請求（過不足が発生した場合は、4月以降に精算）しております。

冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。ご理解とご協力をお願いします。

●水道の凍結について

冬期間の凍結による水管の破損には、十分注意しましょう。

万一漏水があった場合は、当企業団が指定する給水装置工事事業者へ連絡し、修理してください。

※凍結防止のため少量の水を出したままにする方法については、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始または中止される場合は、予定日の5日前までに企業団にお問い合わせください。

■お問合せ 久吉ダム水道企業団 ☎ 48・2229

指定給水装置工事
事業者はこちらを
ご覧ください



町の人権擁護委員を募集します！

人権擁護委員とは、国民の基本的人権を守り、また人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアの方々です。

現在の委員は男性3名女性2名の計5名で、地域において積極的な活動を行っています。任期は3年で再任も可能です。兼業は禁止されていませんので、別の仕事をしながら活動している人権擁護委員もいます。

人権擁護委員の活動について興味がありましたら、下記までご連絡ください。ボランティアに興味のある方は、ぜひ窓口までお越しください。たくさんのご応募をお待ちしております。

○応募資格 大鰐町に在住の18歳以上69歳未満の方

○任期 委嘱の日（1月1日委嘱と7月1日委嘱の年2回あり、委嘱日から3年ごとに期間更新・継続可能です）

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 55・6563（直通）

猫の飼い方について

猫は私たちに癒しをもたらし、生活にかかせない安らぎを与えてくれるかけがえのない存在です。近年、家族として迎える方が増える一方で、町には猫に関する苦情やご相談が寄せられています。

現在、町では猫の捕獲や引取りは行っておりません。

●猫の飼い主になろうとしている方及び飼い主の方へ

猫を飼うことは、命を預かることです。飼い主は、猫が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

○放し飼いはしないようにしましょう

以前は放し飼いが一般的でしたが、人々の生活様式が変化するなかで、苦情やトラブルにつながることもあります。飼っている猫が近隣へ迷惑をかけないよう適正飼育に努めましょう。

○猫は室内飼育を推奨します

猫は上下運動を好み、高いところに登りたがります。キャットタワー やキャットウォークを設置して運動場所を作ることで、室内でも飼育することができ、交通事故や感染症リスク、迷子、近隣トラブルも回避することができます。

○不妊・去勢手術は飼い主の責任

猫は年に数回の発情期があります。何もしないでいると、あつという間に数が増えてしまい、飼い主の方が責任をもって不妊・去勢手術をしましょう。

○飼い主の方がわかるようにしましょう

迷子や災害時に飼い主のもとへ帰れるよう、名札のついた首輪やマイクロチップを装着しましょう。

●野良猫に餌を与える方へ

餌を与える行為は、飼い主の不明な猫を集めることになり、その結果、個体数が増加し事態を悪化させる原因となります。私有地への糞尿被害、ごみの散乱、鳴き声による騒音など、周囲に深刻な影響を及ぼしますので、むやみに餌を与える行為はご遠慮くださいとお願いいたします。

●青森県の地域猫活動支援事業について

県では、所有者のいない猫に関する生活環境のトラブル等を解消するため支援を行っています。

詳細については、下記の青森県動物愛護センターホームページでご確認ください。

https://www.aomori-animal.jp/soudan_chiikineko.html

●愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です

動物の愛護及び管理に関する法律第44条により、愛護動物をみだりに殺したり、又は傷つけた場合「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」が科せられます。虐待・遺棄をした場合も「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる。人が所有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。

■お問合せ

住民生活課生活環境係

☎ 55・6563（直通）

青森県動物愛護センター 弘前市駐在（中南保健所内）

☎ 33・6664 FAX 33・8524



国民健康保険被保険者のみなさまへ

交通事故など第三者の行為によるケガや病気で町の国民健康保険（国保）を使って治療を受けるときは、「第三者行為による傷病届」を役場④番窓口に必ず提出してください。

●第三者の行為によるケガ・病気とは？

交通事故（バイクや自転車も含む）、暴力行為、購入食品や飲食店などの食中毒、他人のペットによる負傷などです。ただし、仕事中や通勤中の交通事故などは、労災保険が適用されるため、国保は使用できませんので、その旨を医療機関に申告してください。

●「第三者行為による傷病届」を必ず提出してください！

交通事故などの第三者行為によりケガや病気をしたときの医療費は、被害者に過失がない場合、加害者が全額負担することが原則です（被害者に過失があった場合は、その割合に応じて加害者から受け取る医療費が減額されます）。しかし、加害者との交渉などで時間がかかる場合もあるため、一時的に国保が医療費を立て替えて、あとで加害者に請求することで、被害者の負担を軽減します。その際、「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。すぐに届出ができない場合は、国保年金係へご連絡お願いします。

●届出に必要なものは？

- ・第三者行為による傷病届
- ・交通事故証明書
- ・事故発生状況報告書
- ・被保険者の念書

※上記の様式は、役場④番窓口に設置のもの及び町ホームページ内からダウンロードしてご使用ください。

- ・資格情報を確認できるもの（例：資格確認書、資格情報のお知らせ）
- ・届出人の個人番号

●なぜ届出が必要なの？

届出がないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになります。また、届出が遅れた場合は国保から加害者への請求が遅れ、国保が医療費を回収できない可能性が高まります。いずれの場合も国保の負担が増し、加入者の保険税の負担増につながってしまいます。

また、加害者との話し合いで示談が成立すると、国保が立て替えた医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合、国保は被害者へ医療費を請求することになりますので、示談する前に必ず国保年金係までお知らせください。

●負傷原因調査にご協力ください！

医療機関から町に請求される内容に外傷性による傷病名（打撲・骨折・裂創等）が記載されている方を対象に、「外傷性の傷病に係る負傷原因調査」を行っています。調査依頼が届いた場合は、ご協力くださるようお願いします。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

住民生活課（年金）だより

◆令和7年分社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発送されます

日本年金機構から、下記の対象者あてに「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されています。お手元に届きましたら、確定申告の際にご利用ください。

また、国民年金保険料を納付している方のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方には電子データにて控除証明書を送付しています。受け取った電子データは、国税庁の提供する e-Tax での確定申告等に利用することができます。なお、電子データ送付対象者には書面による郵送は行いません。送付スケジュールは次の通りです。

●書面による郵送

対象者	発送時期
令和7年1月1日から令和7年9月30日までに国民年金保険料を納付した方	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
令和7年10月1日から令和7年12月31日までに国民年金保険料を納付した方（上記の対象者は除きます。）	令和8年2月上旬

●電子データの送付

対象者	発送時期
令和7年1月1日から令和7年9月30日までに国民年金保険料を納付した方	令和7年10月中旬から10月下旬にかけて順次
令和7年10月1日から令和7年12月31日までに国民年金保険料を納付した方（上記の対象者は除きます。）	令和8年1月下旬以降

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除として課税所得から控除されます。令和7年の控除の対象となるのは令和7年1月1日から令和7年12月31日に納められた保険料の全額です。対象期間中の納付であれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

なお、ご家族の負担すべき分を支払っている場合は、ご自身の分に加えその保険料についても控除が受けられます。申告の際に、受付職員へ資料としてご提示ください。

また、日本年金機構ホームページにおいて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について掲載されていますのでぜひご覧ください。また、同ホームページに、お問い合わせに対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されていますのでぜひご利用ください。

■お問合せ 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570・003・004
弘前年金事務所 ☎ 27・1339
住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の合算額が限度額（※表参照）を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合は対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

所得区分	後期高齢者医療+介護保険	
現役並み所得Ⅲ※1		212万円
現役並み所得Ⅱ※2		141万円
現役並み所得Ⅰ※3		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ※4		31万円
低所得Ⅰ※5		19万円

※1 課税所得690万円以上の方

※2 課税所得380万円以上690万円未満の方

※3 課税所得145万円以上380万円未満の方

※4 世帯員全員が住民税非課税の方

※5 世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方
(公的年金の場合は収入が年額80.67万円以下)

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

【申請に必要なもの】

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・本人確認書類
(マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証、障がい者手帳など身元のわかるもの)
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなられている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要ですので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人の方が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

※マイナ保険証がある場合は、個人番号確認書類及び本人確認書類は不要です。

2 医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくためにお送りするお知らせです。

例年、年1回医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

2月中に確定申告される方は、11ヶ月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用願います。

	送付時期	記載された診療月
1回目	2月中旬	1月～11月診療分
2回目	3月中旬	12月診療分

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を、例年、2月9日からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたらコールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書等）をご用意ください。

○後期高齢者医療費通知書コールセンター

☎ 0120・905・244

受付期間 令和8年2月2日から令和8年3月19日まで（土日祝を除く）

受付時間 9時～17時

○後期高齢者医療保険料第8期（普通徴収）納付期限は令和8年3月2日（月）です。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017・721・3821

令和8年度「交通災害共済」1日1円保険の受付が始まります

申込は令和8年2月2日（月）より開始します。

共済期間は令和8年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

交通災害共済とは

交通事故による被災者を救済するための共済制度で、日本全国どこで起きた交通事故であっても、災害程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

加入資格

- (1) 青森県内の市町村の住民基本台帳に記録のある方
- (2) 上記の人と生計同一にする人で、就労、就学のため県外に居住している人
- (3) (1)以外で県内にある学校等に在学している人

町では団体加入の取り扱いも行っております。

団体加入希望の方は、地区の担当に3月末までに申込してください。

大鰐小・中学校の児童生徒及び、町内幼稚園・保育園に通っている園児は各学校等にてお申込みください。

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎ 55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に、予約制にて開設しています。

受付時間は17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、必ず事前予約をしてください。予約がない場合の対応ができませんのでご了承ください。

●インターネットからのご予約

受取予約



申請予約



町HP「暮らしの情報」→「マイナンバー制度」→「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」→「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎ 55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意いただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1ヶ月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 55・6563（直通）

【マイナンバーカードの申請・再申請をしませんか】

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方に、
顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。



【来庁予約はこちらから】スマートフォン ☎ 55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】

本人確認書類

・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



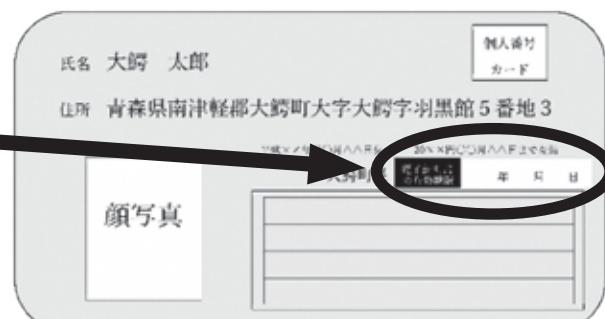
■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 55・6563（直通）

【マイナンバーカードの電子証明書の期限切れに注意してください】

マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があります。有効期限を過ぎると「マイナ保険証」としての利用や税金の電子申告等ができなくなります。

所有しているマイナンバーカードの電子証明書の有効期限をご確認の上、必要な手続きをお願いします。

こちらに記入されている年月日をご確認ください。



■お問合せ

住民生活課戸籍住民係 ☎ 55・6563（直通）

一般質問

12月

定例町議会

議員	賀津彦
議員	広裕
議員	道一
子二	藤三
博浩	前
谷橋	浦田
内	高竹

6名登壇

①熊による農作物被害と町の支援策について
 ②空き家対策と固定資産税の関係について
 ③プラスチックごみの単独分別開始とごみ袋について



山谷 博子 議員

問 ①熊の出没が増加し緊急事態となっている。さらに追い打ちをかけるように深刻なのは、今収穫期を迎えるが熊に荒らされる被害（食害）の状況である。

○現時点での熊による農作物の被害状況について
 地域農業を守るために、町としてどのような支援や取り組みを考えているのか伺う。

○現時点での熊による農作物の被害状況について
 収入保険や果樹共済に入っている農家の方もいる。町として独自に被害報告に基づく見舞金などの支援に取り組む予定はあるのか。

答 ①（町長）

（一）令和七年十一月末時点の熊による農作物の被害状況は、報告件数八十五件で被害額は五百九十四万九千円となっている。今年度が、件数、被害額ともに過去最大となる見込みである。

（二）現在、町から熊被害に対する見舞金を支出する予定はない。本町では、熊を含む害獣被害や、台風・豪雪といった自然災害などによる、農業収入の減少に備えていたくことを目的として、「収入保険加入促進事業」「園芸施設共済推進事業」「果樹共済加入率向上推進事業」を実施し、掛金の一部を助成している。さらに、獣友会と連携し、罠による害獣捕獲を実施することで、食害の減少に努めている状況である。今後も継続的な助成等により、各保険への加入促進を図るなど農家支援に努めていく。

（三）町ではこうした現状をどのように認識しているのか。

（四）他自治体と連携しながら税制上の課題として、関係団体と国に対して制度の見直しを要望する考えがあるのか。

問 ②空き家の増加が全国的な課題となっている。本町においても、老朽化した住宅や長年使用されていない住宅が増加しており、地域の安全や景観、さらには地域コミュニティの維持にも影響が出ている状況にある。

空き家の増加には、所有者の高齢化や子ども世帯が県外で就職し、実家に戻る予定がないといった家庭の事情も多く見受けられる。しかし一方で、建物を解体すると固定資産税が大幅に上がるという税制上の仕組みが、空き家の解体をためらわせる一因となっているとの声も少なくない。

答 ②（町長）

（一）空き家所有者の中には、家屋を適切に管理したいという思いがある一方で、税負担が大きくなるので、取り壊しをためらっている方がいるということも認識している。住宅と土地の両方に固定資産税が課税されると、税の負担が大きくなることから、地方税法には、住宅用地に対する課税標準の特例制度が設けられ、土地に課税される固定資産税の軽減が図られている。

（二）住宅用地への特例制度には、

の課税標準が最大で六分の一に軽減されている。しかし建物を取り壊した場合にはこの特例が適用されなくなり、翌年度からは実質的に固定資産税が六倍程度に増額されることになる。

この仕組みは地方税法に基づく全国一律の制度であり、町独自で変更することは難しいと承知している。そこで伺う。

税負担の軽減を図ることで家屋の適正管理を促し、管理不全空き家の発生を防止する目的もある。特例制度による軽減が解除されると、土地の課税額は上がるが、家屋の課税がなくなることで、税額が下がる場合もあるため、家屋の取り壊しを検討されている方は、税務課へ確認していただきたい。

②現時点で、国に対し、制度の見直しを要望する予定はないが、近隣市町村と情報共有を図り、管理不全空き家の発生を防止できるよう取組んでいく。

③空き家は所有者本人の財産であることから、本来は自己の責任において解決することが望ましいと考える。

御質問の補助金活用状況は、平成二十九年度から「空き家除却」が十七件、「特定空家の除却」が二十件となつていて。今後の空き家解体の補助金については、昨今の人件費や物価高騰の影響を十分に考慮し、近隣市町村の補助金制度の状況を比較検討しながら、効果的な支援を講じていく。

問 ③ 令和八年度からプラスチックごみの単独分別が始まる。

また、ごみ袋について、来年度から始まる弘前圏域八市町村のごみ処理広域化に伴い、現行の町指定のごみ袋を新しい共通指定ごみ袋に移行する市町村があり、ごみ袋の料金も市町村によ

りましまでばらつきがある。さらに平川市では物価高騰対策として、来年一月に新しい共通ごみ袋の大中小セットを全世帯に配布する予定である。そこで伺う。

①混乱することなく、スマーズにプラスチックごみの単独分別に移行するための準備状況と、市民への周知方法は進んでいるのか。

②ごみ袋に関して、当町の場合も共通のごみ袋に変更になるのか。あるいは現行のままなのか。また変更になるのであれば、ごみ袋の料金は値上げされるのか値下げされるのか。

③物価高騰対策として、ごみ袋を市民に配布するなどの対策を今後考えているのかどうか。

④今年の四月から分別ごみに有害ごみが追加になった。回収が順調に周知徹底されて守られている状況なのか、また徹底されていない状況なのか現状について。

⑤今年度から開始した「有害ごみ

については、水銀を含む恐れのある蛍光灯や電池類、発火の恐れのあるリチウムイオン電池等は役場前の集積所に持参してもらっている。半年間で約三百キログラムを搬出しており、おおむね周知はされているものと認識しているが、引き続き広報活動を継続していく。

答 ③ (町長)

①これまで本町では「燃やせるごみ」として処理していたプラスチック使用製品等の分別収集を令和八年四月から始める。そのため、収集品目に新たに「プラスチック資源」を加え、収集日を全地区とも土曜日とし、各地域分別収集場所でネットバックによる収集を予定している。新たな分別収集

の周知については、十二月号の広報誌をはじめ、今後は町のホームページや公式ラインによる周知、ごみ分別の手引き等の毎戸配布を予定している。加えて、来年一月には、分別に関する地区説明会を町内六か所で開催する予定である。

②今のところ町のごみ袋の仕様及び金額の変更は予定していない。黒石市、平川市及び藤崎町の三市町がごみ袋の共同調達の協定を結んでおり、令和八年一月から導入する。本町としては、今後三市町の共同調達の協定への参加を念頭に、協議を進める予定である。

③物価高騰対策としてのごみ袋の配布については、町の商品券による購入も可能としていたため、今年度は予定していない。

④今年度から開始した「有害ごみ」については、水銀を含む恐れのある蛍光灯や電池類、発火の恐れのあるリチウムイオン電池等は役場前の集積所に持参してもらっている。半年間で約三百キログラムを搬出しており、おおむね周知はされているものと認識しているが、引き続き広報活動を継続していく。

答 ① (町長)

①本町には、アパートなどの集合住宅が少なく、若者が入居時に希望する新しさや広さなどの条件を満たす物件が不足していると認識している。人口流出という問題は、住まいだけではなく、雇用、生活インフラ、子育て・教育環境など、様々な要因が絡んで発生するものである。

人口流出を緩和するため、町では、移住者や子育て世帯に対する住宅支援、新婚世帯に対する新生活費用の補助等を行っている。子育て世帯に対する



高橋 浩二 議員

- ①若者の人口流出について
- ②安全安心な町づくりについて
- ③地域経済について

る住宅支援については、昨年度は五件、定住促進に寄与していると実感している。

また、空き店舗等を活用した創業支援により、若者主体の飲食店などが開店されるなど、若者の参画による地域活性化が図られている。

若い世代を呼び込むための新たな宅地の確保や町営住宅については、学校・医療機関へのアクセス、公園など、コミュニティースペース、防犯性の高い街並み形成など、子育てしやすい環境が必要であり、多額の費用が見込まれることから、慎重に判断したいと考えている。

問 ②「令和六年における行方不明者届受理等の状況」の統計データを見ると行方不明者の数では十代がもつとも多く、しかも十代二十代の割合が全体の四割も占めている。

九歳以下は毎年千人以上の子どもたちが日本全国で行方不明になつている。

青森県の県警の方に確認したところ、県警の回答は青森県では九歳以下の行方不明者届が二名ほどとのことである。

暗い所ほど犯罪が起きやすい、そういうことを考えて、道全体を照らす街灯に替えたり防犯カメラを設置するな

ど対策を取るべきではないかと思う。まず少ない子どもたちを町全体で育していく。家族だけじゃなく、地域、そして自治体もみんなで育てるんだと、そういうふうに私はなつていつたらいなと思うが町ではどのようにお考えか。

答

②（町長）

安全安心な町民生活の実現には、行政、警察、地域住民が連携して防犯活動の強化、環境整備、情報発信を多角的に行う必要がある。

町では、現在、町内の通学路において、登下校の時間帯に通学指導員等を配置し、児童の登下校の安全を見守っているところである。

通学路において、十分な明るさが確保されていない箇所も存在する。今後は、不足している防犯灯の増設や空き家等の茂みの剪定を所有者に依頼するといった方法で、夜間の薄暗い場所を減少させることで物理的環境の整備に努めさせていきたいと考えている。

また、現在、町内各地区から防犯カメラの設置希望を取りまとめており、多くの町民が利用するような公益性の高い場所については、関係する団体等と協議し、防犯カメラ等の防犯設備の設置を検討していく。

問 ③（町長）

官民一体となつて地域経済の活性化に取り組むことは、大変重要であると認識している。

町では、事業者の成長や改善、販売力強化に向けた取組を支援する補助金や、空き店舗等を活用した創業を支援する補助金などにより、持続可能な活力ある地域経済の構築を図っている。

また、今年度は、国の重点支援地方交付金を活用し、大鷲町で使用できる一人当たり五千円の商品券を配布することで、約四千万円の地域内循環が生まれ、物価高騰対策と地域経済の活性化の両立を図つたところである。

この原因は人口減少とか企業努力、自分たちがお客様をちゃんと集客しているのか、そういう部分もあるが、地域経済活性化のために商工会をはじめ様々な団体との連携を更に強化し官民一体で地域経済を盛り上げていかなればならないのではないかと思うが、町としてはどのようにお考えか。

事業者との連携に関しましては、十月に、経営改善や事業承継等に関するセミナーを、商工会と共同で開催している。

また、十二月から開催される「青森県・函館観光キャンペーン」の企画の一つとして、町と大鷲温泉商店会の共催により、「大鷲湯の街華の街スナックママカード第二弾」を実施することとしており、現在、準備を進めているところである。

今後も、多面的な施策を実施することにより、事業者の創業、成長、安定的経営を支援し、商工業の活性化と町全体の経済発展を推進していく。

①大鷲指定のごみ袋の値下げについて
②飼い主のいない猫について



竹内 富士子 議員

問 ①先日、町民の方からごみ袋の値段が高いというお声を伺つていた。

町民が少しでもやる気ができるよう、町指定のごみ袋の値下げをご検討いただけないか。

答

(1) (町長)

現在、町指定ごみ袋は燃やせるごみ及び燃やせないごみ共通の袋を製造販売しており、価格は一枚あたり四十五リットルが四十七円、三十九リットルが三十一円、二十リットルが二十一円と、令和二年度からこの価格となっている。

指定ごみ袋の販売収入は、主にごみ処理事業を行う弘前地区環境整備事務組合負担金の財源としている。そのため、町のごみ袋の値下げは、現在予定しているので、御理解をお願いする。

②(1) 本町においても、飼い主のいない猫について問題にされることがあると思うが、現状についてどのように把握されているのか伺う。

③本町におけるこれまでの対応についてお知らせいただきたい。

③今後の対応として、地域猫活動について、ご存じない場合も多いと思うが、お考えを伺う。

答

(2) (町長)

①実際の頭数等の把握は行つていいが、敷地内への居座りや糞害などトラブルになるケースが見受けられ、住民からの情報提供により現場を確認するなどして状況の把握をしていく。

②住民から苦情や情報提供があつた場合には、住民に聞き取りなどをしたうえで、飼い主のいない猫に居座られた場合には、そうした場所を提供しない等工夫するように指導をしている。

③地域猫活動とは、地域住民が地域の理解と協力を得たうえで、飼い主のいない猫に必要な不妊・去勢手術を実施し、餌の管理や排泄物の処理などに関するルールを定めて管理する活動とされている。町としても地域猫活動に関する広報を実施するとともに、県動物愛護センター及び中南保健所と連携を図りながら対応していく。

①観光推進及び商店街活性化活動資金の確保について

②本町の農業について

①町は観光協会へ年間約百二十万の補助金を渡し、つづじ祭り、ねぶた祭を中心とした観光事業を依頼しているが、実際この二つのイベントに掛かる費用が約百八十万を超え、当協会の運営が経費面で圧迫されている。

現在の観光協会は少ない予算から、

観光誘客・商店街の活性化を目的に活動し、「観光の魅力配信と地域活性化」を目指している中、一部会員からは補助金を受けず、つづじ祭り、ねぶた祭り運営を断るべきという声が出てい

る。政府及び全国自治体が観光・商店街活性化を重視するのは、大きな経済効果があるからではないか。

そこで提案だが、町がこれ以上観光に向けた予算を捻出できないのであれば、弘前市が近々開始する宿泊税の徴収を考えていかがが。

仮に一人百円で十万人の宿泊により一千万の税収となり、観光協会誘客資金、商店街活性化活動資金、町内看板等整備資金に充てることができ、観光活性化が現実味をおびてくる。

因みに東京都は宿泊税三%、宮城県は宿泊六千円以上に三百円の課税を行い、その他の自治体も宿泊税の徴収、入湯税増額が観光情報で聞こえる。以前から何度も言つてはいるが、現状では商店街の衰退がものすごいスピードで進んでいるので、建設的な御答弁をお願いする。

①宿泊税は、交通や公共施設、案内板の整備、多言語対応など、観光客が増加することでの発生する様々なコストに対し、実際に訪れる観光客にも一部負担してもらうことで、持続可能な観光づくりを目指すために導入されている。

宿泊税は、観光振興の財源になるものですが、既存事業に充てることもできるため、必ずしも観光振興の予算が増えるというものではない。

また、導入に当たっては、宿泊者の負担が増加することによって宿泊者が減少することや、宿泊施設の事務負担が増加することなど、懸念される事項が多くある。

東北では、これまで宿泊税を導入している自治体はなかつたが、十二月一日から弘前市で、令和八年一月十三日から宮城県と仙台市で始まる。

まずは、先行自治体の導入による観光消費額や宿泊者数の変化などの動向を注視してまいりたい。

問

(2) 昨年度の豪雪により、町内りんご園に大きな被害があつた。

本町は、大鷲町りんご改植支援事業補助金など一部助成を行つたが、十分な金額ではないと思う。

そこで二点質問させていただく。

①次年度、引き続いて補助金事業の予定があるのか、また、雪害により耕作放棄地が拡大しているのか。

津軽地区では収穫量が約三十%マイナスと予測されているが、本町はどの

答

(1) (町長)

内板の整備、多言語対応など、観光客が増加することでの発生する様々なコストに対し、実際に訪れる観光客にも一部負担してもらうことで、持続可能な観光づくりを目指すために導入されている。

宿泊税は、交通や公共施設、案内板の整備、多言語対応など、観光客が増加することでの発生する様々なコストに対し、実際に訪れる観光客にも一部負担してもらうことで、持続可能な観光づくりを目指すために導入されている。

そこで二点質問させていただく。

①次年度、引き続いて補助金事業の予定があるのか、また、雪害により耕作放棄地が拡大しているのか。

津軽地区では収穫量が約三十%マイナスと予測されているが、本町はどの

問



藤田 賀津彦 議員

①町は観光協会へ年間約百二十万の補助金を渡し、つづじ祭り、ねぶた祭を中心とした観光事業を依頼しているが、実際この二つの

イベントに掛かる費用が約百八十万を超え、当協会の運営が経費面で圧迫されている。

現在の観光協会は少ない予算から、

現在の観光協会は少ない予算から、

そこで二点質問させていただく。

①次年度、引き続いて補助金事業の予定があるのか、また、雪害により耕作放棄地が拡大しているのか。

津軽地区では収穫量が約三十%マイナスと予測されているが、本町はどの

国の制度である「鳥獣被害防止総合対策交付金」において電気柵設置補助があり、各地域で三戸以上の受益戸数による申請となることや、園地の下刈りなどが要件とされると認識している。

国、県の補助制度や近隣市町村の動向を注視しながら、町における害獣対策を推進していく。

問 ③農地の基盤整備をすることは促進している事業であり平坦な農地の少ない当町において重要な事業だと考える。

若い農業後継者育成やスマート農業の導入促進、山間部での害獣被害による減収や営農離れを防ぐためにも、絶対に取り組む事業だと思うのだが町の展望をお聞きしたい。

答

③（町長）

農業・農村は、米や野菜などの生産の場としての役割のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらすなど、多面的機能があるとされている。

農業基盤整備事業について、地域の営農ニーズに応じた農村生活環境整備

により、農村のインフラ確保や災害対策、害獣対策としての機能も期待できるものである。

現在、町は県と連携し、令和四年度から県営事業の中山間地域総合整備事業を実施しており、三ツ目内・居土・元長峰地区の環境整備を進めている。

今後の展望としては、整備要望のある他の地域についても、引き続き県と連携しながら計画的に整備をしてまいりたい。



前田 一裕 議員

①大鷲温泉ねぷたまつりについて

問 ①来年以降のねぷた祭り合同運行等について伺う。

今年度の合同運行の参加団体は、六団体となつておらず、町としても、これ以上の減少は避けたいと考えている。

①これから新年度の予算編成に入り、限られた財源での予算配分となるため、確約はできないが、合同運行の参加団体に対する奨励金について、増額を検討したいと考えている。

②近年、クラウドファンディングを活用した団体もあるとのことである。

町には、ねぷた運行団体の立ち上げに関する補助金はないが、住民参加型まちづくり事業補助金を活用した例があるので、そちらの活用も御検討いただき、是非、新たな運行団体が立ち上がり、合同運行に参加してくださることを期待している。

答

①（町長）

①新たにねぷた運行団体を立ち上げるための資金の増額での支援など、新年度予算での対応ができるかお伺いする。

②大鷲温泉観光協会・大鷲温泉スマーフェスティバル実行委員会への予算配分のほかに、ねぷた祭りに特化した奨励金・準備金等での運営継続の支援。

第一二七回 俳句箱 入選句

令和七年十月～令和七年十二月

●投句数 小・中学生の部 九十三句
高校・一般の部 三十六句
合計 百二十九句

優秀賞

●小・中学生の部

かまきりのたまごをうちにもつてきたよ
秋の空ひこうきぐもがまつすぐに
さつまいもほればほるほど出てくるよ
外出たら秋の夜空と虫の声
あきのゆも友とわらえあたたかい
ぬくぬくとみかんをむく手温かい
風にゆれふんぱりたえる枯れすすき
茜空りんごが香るそよ風と
みんなとの絆が深まる文化祭
コスモスに惚れてしまつたあの朝に

●高校・一般の部

芸術の秋を持ち寄り賞め合ゆる
山粧うみちのくの朝静かなり
手古奈川菊一輪を捧げけり
日の光お湯に照らせれもみじぶろ
総裁選女性初の字秋の雲
遅刻かもフロントガラスに氷霜

大鰐町	弘前市	埼玉県桶川市	岩手県滝沢市	青森市
田中	弘前市	佐藤	佐藤	山館伸太郎
大生	千葉	中田	中田	里桜
	隆昭	誠一	誠一	大生

弘前市

弘前市

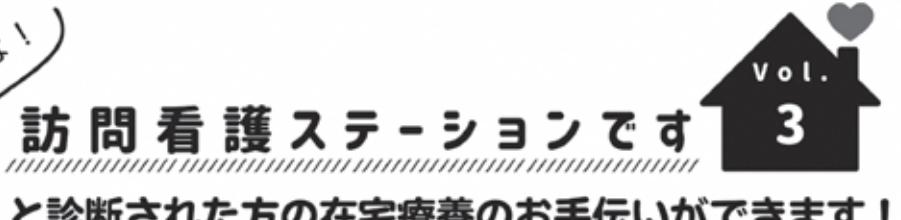
佐藤

中田

誠一

大生

大鰐小学校	一年	五十嵐丈尊
大鰐小学校	二年	佐藤栄菜
大鰐小学校	二年	渡辺翠織
大鰐小学校	三年	山中望愛
大鰐小学校	四年	小堀すみれ
大鰐中学校	六年	小田桐好春
大鰐中学校	二年	原田椿妃
大鰐中学校	二年	浅利悠羽
大鰐中学校	三年	鈴木優颯
	詩月	詩月



「がん」と診断された方の在宅療養のお手伝いができます！

訪問看護ステーションでは医師の指示のもと、がんの在宅療養者に治療方針に対応した看護を提供します。がん治療を受けている療養者が、在宅で安定した生活ができるようご支援します！

訪問看護でできることの例

急変時の備え 医師の指示による医療処置(点滴や注射など) 在宅でのリハビリ

床ずれ防止/処置 胃ろう・腸ろうの管理 医療連携支援 病状の観察

留置カテーテルの交換 薬物治療中の副作用のケア 緩和ケア

ご家族への精神的サポートや病気に関する知識提供 服薬管理



大鰐町訪問看護ステーション

大鰐町藏館字川原田40-4 (町立大鰐診療所内)

まずは、お電話ください！

0172-55-6575

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め 準備よし

消防だより



雪片付けや雪下ろし時の事故にご注意を!!

2月4日は立春と呼ばれるように暦上では春が始まる日となっています。しかし春が始まるといえどもまだまだ寒い日が続いている。雪の晴れ間に雪片付けや雪下ろしにと精を出しているのではないかでしょうか。

しかし、この雪片付けや雪下ろしによる事故が例年後を絶ちません。事故を未然に防ぐため次の5つのことについて注意しましょう。

- ① 屋根雪を下すため屋根に上るときは身体にロープ等を結び、もう片方を雪止め等に固定するなどして転落しないようにしましょう。
- ② はしごを使用する際はしっかりと固定してから使用するようにしましょう。
- ③ 雪が積もった屋根の下に入らないようにしましょう。
- ④ 除雪機に詰まった雪を除去する際は必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- ⑤ 融雪溝への転落を防ぐため雪切網は絶対に取り外さないようにしてください。

以上の5つのことについて注意して除雪作業を行うようにしましょう。

油流出事故にご注意ください!!

灯油等の流出事故が多く発生しています。側溝等に流れ出ると河川へ流出し、重大な環境汚染を引き起こし、「水道や農業用水が取水できない」、「魚がへい死する」などの人々の生活や動植物に多大な影響を与える恐れがあります。

流出事故を防ぐために

家庭では

- ホームタンクなどから灯油を小分けする時は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ホームタンクは安定した場所に設置し転倒防止を行ってください。

●配管やタンクの定期点検に努め、バルブの閉め忘れに注意しましょう。

●冬期間は、屋根からの落雪による配管の破損・脱落や、ホームタンクの転倒に注意しましょう。また、除雪による配管の破損にも気をつけてください。

事業所では

- 油をタンクへ補給するときは、吹きこぼしや、オーバーフローに注意しましょう。
- タンク周囲の流出防止対策（防油堤など）や配管に異常がないか定期的に確認しましょう。
- 油の在庫を定期的に確認し、平時より減りが早くなるか注意してください。
- 廃油は専門業者に委託するなど適正処分してください。
- 冬期間は、屋根からの落雪による配管の破損・脱落や、除雪による配管の破損に細心の注意を払ってください。

冬期間の対策

- 降雪前に除雪作業の支障となる物件について把握しておく。
- タンクや突出している配管が屋外にある場合は、冬期間（降雪前）に目印をつけたり、損傷防止措置をする。
- 日頃から、施設の定期点検を実施する。

事故が発生したら

- 1 発生源の流出防止対策を講じる（至急、消防署・役場に連絡）
- 2 敷地外に流出しないよう、土のう等で防止対策を講じる
- 3 敷地内外に流出した物質を回収・除去

■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和7年12月末現在)

	令和7年	前年比
火 災	4件	+ 1件
救 急	486件	+ 34件



警察だより

黒石警察署大鰐交番
☎48・2241

冬道の交通事故を防止しよう

令和7年12月に発生した交通事故のうち、約3割が冬道のスリップによる事故となっています。

青森県内では、積雪や気温の低下により、視界不良や路面が凍結するなど、路面状況が悪い日が続くことにより、事故の可能性が高くなるおそれがあります。

また、急激に冷え込む早朝や夜間は、雪が降っていない路面凍結の可能性があり、とても危険です。

冬道の交通事故を防止するにはどのようなことに気をつけなければならないのでしょうか。

～知っておきたい!!冬道走行時にすべきこと～

〈道路や交通の状況の確認〉

出発する前に、ラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話をかけたりするなど、あらかじめ道路や交通の状況を確認する。

〈雪路用タイヤ等の装着〉

雪路や凍り付いた道は滑りやすいので、タイヤチェーンや雪路用タイヤを装着した上で、速度を落とし、十分に車間距離をとって走行する。

〈急のつく運転の防止〉

横滑りを起こすことが多いので、ハンドルやブレーキの操作は慎重に行う。

急発進・急ブレーキ・急ハンドルはしない。

〈車の通った跡を走行する〉

雪が積もっている道を走るとハンドルを取られる危険性があります。

他の車が通った跡を選んで走行することで比較的走りやすくなります。

1・2・3で覚えよう!! ～冬道の交通事故防止～

1割以上の
スピードダウン

2倍以上の
車間距離

3分以上
早めの出発

ゆとりを持って走ろう
心と時間と車間距離

〈歩行者の皆さんへ〉

冬の期間は、積雪により死角が増えることによって歩行者が見えにくくなります。

ドライバーの皆さんが横断する歩行者に十分注意することはもちろんですが、歩行者の皆さんも「自分に気づいていないかもしれない」と慎重に横断するようにしましょう。

サイバーセキュリティ月間です

2月1日から3月18日は、政府の定める「サイバーセキュリティ月間」です。

インターネットは便利な一方、お金をだまし取られたり、個人情報やクレジットカード情報が狙われたりするなど、様々な危険が潜んでいます。

私たち一人ひとりが「サイバーセキュリティ月間（情報や通信の安全）」について関心を高めていき、被害に遭わないようにしましょう。

☆あなたは大丈夫？セキュリティ対策☆

①画面ロックしていますか？

スマートフォンやタブレット等を紛失してしまった際に、誰かに不正に使用されることがないよう、画面ロック機能を必ず有効にしてください。

②アップデートしていますか？

パソコンやスマートフォン、アプリなどの「アップデートしてください」という通知を無視していませんか？最新のバージョンに更新するとセキュリティも向上します。忘れずに行いましょう。

③パスワードは名前と生年月日ではないですか？使い回していませんか？

アカウントのパスワードは大事です。他人に推測されにくい文字列を設定しましょう。また、パスワードを複数のウェブサイトなどで使い回していると、何かの機会で流出した際に被害が拡大する可能性があります。パスワードが覚えられない場合は紙やアプリで大事に管理しましょう。

④【重要！】【至急！】メールのURLをすぐにクリックしていませんか？

実在する企業の名前で「重要」や「至急」というメールが届いても、すぐにメール内のURLをクリックしないようにしましょう。ウイルス感染や本物そっくりのウェブサイトであなたのアカウント情報が盗み取られてしまう可能性があります。

確認する際は、公式サイトやアプリからログインしましょう。

⑤詐欺にも注意！

○「ビー！ビー！」突然の警告に慌てないで！そのサポートは詐欺です！

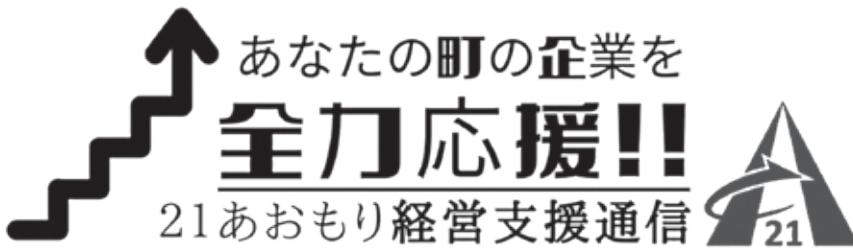
パソコンでウェブサイトを見ていると、突然、警告音が鳴り「ウイルスに感染」などの警告が表示されることがあります。表示された電話番号に電話してしまうと、遠隔操作であなたのパソコンのデータを見られてしまったり、有償サポート契約へ誘導されたりします。慌てずにパソコンを再起動するなどしてください。

○「簡単に稼げますよ」「投資に興味ありますか？」投資の誘いは詐欺！

SNSでは、突然、知らない人から「友達になりませんか」と連絡がくることがあります。異性、外国人、著名人からの連絡は要注意です。何気ない会話で仲良くなろうとし、その後、株や暗号資産などの投資を勧めてきます。相手から見せられる画面上では利益が出ているように見えるので、追加投資名目で更にお金を奪われるなど被害が高額化する傾向にあります。

■お問合せ

黒石警察署大鰐交番 ☎ 48・2241



Vol.8

事業承継を
全力応援!! ④

21あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。

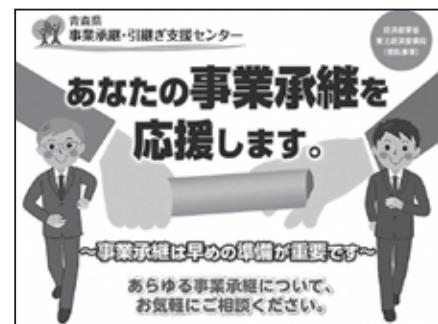
今回は、事業承継の支援事例について紹介します！

意外な組み合わせ

昨年4月、八戸市の「青森つばめプロパン販売（株）」が、同じ八戸市の明治創業の老舗醤油店「高村醤油本店」を引き継ぎました。

高村醤油本店は、3代目代表が70歳を過ぎ後継者がおらず廃業の危機にありましたが、長年のファンがいることや製品を学校給食にも提供していることから、引き受け手を求めて青森県事業承継・引継ぎ支援センターに相談にきました。

一方、つばめプロパンは、事業の多角化を進めるためにセンターに相談にきていました。センターが仲介し両社の代表者を引き合わせ、数回の面談を経て事業の引き継ぎが決定しました。



第三者承継のメリット

高村醤油本店は廃業することなく、多くのファンを持つ伝統の味は残されることになりました。

さて、なぜつばめプロパンは異業種の醤油メーカーを引き継いだのでしょうか。

実は、つばめプロパンは灯油を販売し、ポリタンク2缶から県南地域一帯と岩手県北地域まで無料で配達する事業を展開していることが関係しています。

同社の経営理念は、「地域に密着したサービスでお客様の暮らしをサポートします」です。

今、お年寄り世帯がどんどん増え、重い物を持ち運ぶことが大変な負担になっています。そんな方々のお役に立ちたい、いろんなものをお届けすることで地域に貢献したいと、酒販店を買収し、ビール、お酒、さらには水も配達商品に加えており、今回は醤油を新たに配達することにしました。

醤油を配達可能な商品に加えたことで、新規のお客様の開拓につながりました。

さらに、醤油のギフトボックスを新商品として開発し、販売を開始しました。企画した社員は今まで経験のなかった新商品開発に取り組むことができて喜んでいるそうです。

このように第三者承継は、双方にメリットをもたらす Win-Win（双赢）関係をつくり、それまで以上に双方が発展する可能性を秘めているということです。

当センターは、このような第三者承継のお手伝いをすべて無料で行っています。

後継者不在のお悩みを抱えている方は、ぜひお気軽に当センターにご相談ください。



お問合せ

青森県事業承継・引継ぎ支援センター ☎ 017・723・1040

ホームページはこちら



こりす通信



株式会社 檜葉三百

こんにちは。檜葉三百（ひばさんびやく）です。

毎月、地域の方を出会った順にインタビューさせていただき、お届けしていきます。

第四回目は、

4 山内 将才さん

やまうちしょうさい

檜葉の仕事をしていると言ったときに、檜葉の木工をやっている「わにもっこ」さんがあると教えていただき、山内さんに出会いました。

織細な木工品に心を打たれ、その日にコースターを買って帰りました！

早瀬地区にある「わにもっこ」さんは、デザインを“見た目”ではなく“社会的な意味を伝える手段”として捉え、「自分たちの森の木に付加価値をつけて商売をしよう」という考え方のもと、檜葉や秋田杉などを使ったものづくりに取り組んでいます。

なぜ、この場で木工をやっているのですか？

青森は白神山地に代表される広葉樹林帯が広がり、秋田杉や檜葉と共に生きてきた土地です。

大鰐町でも、農家が冬の農閑期に山仕事をするのは当たり前の風景でした。しかし昭和50年頃から外材が流入し、山の仕事を成り立たなくなっていました。

「それなら、自分たちの森の木に付加価値をつけて商売をしよう。」そう考え、地元の木を使い、残せるものをつくる道を選びました。

最も達成感を感じる瞬間は？

うまくいった仕事よりも、大赤字になった仕事や、クレームが来て全部やり直しになった仕事の方が印象に残っています。

ミスが重なって、仕事にならないくらい追い込まれたこともありました。でも、あとから振り返ると、そういう時ほど達成感があるんです。

「これでいいや」と思って出したものは、必ず戻ってきます。きついですけど、なぜだめだったのかを考え直す機会になります。

その過程で、自分にはなかった考え方や感覚を受け取ってきたと思っています。失敗も含めて引き受けすることが、ものづくりには欠かせないと感じています。

編集後記

山内さんのお話から、「デザイン」は見た目や流行ではなく、土地や暮らし、時間を次にどう手渡すかを考えることなのだと感じました。外材が入り、山の仕事が難しくなった時代を経ても、自分たちの森の木で「残るもの」をつくる。新しさと古さのどちらかに偏るのではなく、「なぜこれをつくるのか」を問い合わせ続ける姿勢に、僕も自分を見つめ直すきっかけになりました。木の形や手触りの奥にある、積み重ねられてきた時間と考え方。ものを見る目が少し変わる取材でした。



12月の活動記録 – 檜葉三百

12月は、来年度に挑戦することの内容をまとめました。

檜葉三百として、来年度は玄関口である「大鰐温泉駅」のチラシ改修と新商品開発、役場の職員と町民や事業者さんをつなぐ「あした会議」、空き家対策、居住地確保のための企業誘致に取り組みたいと考えています。

また、広報では紹介しきれない人たちとのアプリ版ラジオ「ポッドキャスト」を進めるための準備をしています。

大鰐町には、たくさんの素敵な人がいて、様々な思いを持った人たちと私たちが夜に飲みながら雑談をするゆるっとしたラジオとなっております。リリースした際には、お知らせするのでぜひ聞いて下さい！





2月のおすすめレシピは…

ハッシュド大根



1日に野菜を350g以上食べよう

大鷲町民は男性143.8g/日、女性149.8g/日と野菜の摂取量がとても少ないです。そこで旬ごとの野菜を使ったレシピを紹介します。ぜひご家庭でも作ってみてください♪

野菜が110g(1人分)
摂れるレシピです

材料名	分量(4人分)
大根	中1/2本(約500g)
ツナ缶(水煮)	2缶(約140g)
ピザ用チーズ	大さじ4
片栗粉	小さじ4
塩	少々
こしょう	少々
サラダ油	大さじ2

◆作り方

- ①大根はよく洗い、ひげ根を取り除く(皮はそのまま)。
長さ5cm、太さ5mm程度の細切りにする。
ツナ缶の汁気と大根の水分はキッチンペーパーでよく切る。
- ②ボウルにサラダ油以外の材料全てを入れ、手早く混ぜる。
- ③フライパンに油を熱し、②を入れ、フタをせずに両面に焼き色がつくまで中火で加熱する。

★レシピのポイント!

ビタミンCは大根の皮に多く含まれるため、皮をそのまま使います。

★気になる栄養価(1人分)は?

エネルギー/78kcal、タンパク質/7.9g、
脂質/2.5g、炭水化物/7.6g、食塩/0.5g

~今月のコラム~

大根に含まれるビタミンCや、辛み成分であるイソチオシアネートには抗酸化作用があるため、がんの予防が期待できます。また、ビタミンCは免疫機能を高める作用もあるため、風邪をひきやすい季節では意識して摂りたい栄養素です。

■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149(直通)



行事予報



2月

14日（土）～17日（火） ○第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会

16日（月）～ ○町・県民税申告相談

28日（土） ○大鰐温泉スキー場まつり（詳細はP10をご確認ください）

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

3月

1日（日） ○消防出初式

12日（木） ○大鰐中学校卒業証書授与式

19日（木） ○大鰐小学校卒業証書授与式

■12月受付分

戸籍の窓口

（※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。）

お誕生おめでとう

お子さん（地区名）

- ・櫻井 にこ（三ツ目内B）
- ・神城 助（大鰐9）



大鰐町の人口と世帯数

令和7年12月末日現在	
人口	8,009人
前月比	-15人
男	3,678人
女	4,331人
平均年齢	57.8歳
世帯数	3,978世帯
前月比	+2世帯

おくやみもうします

亡くなった人（年齢）地区名

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・原田 明悟（82歳）虹貝 | ・下山 繁實（82歳）前田ノ沢 |
| ・山田 ぬい（94歳）九十九森 | ・築館 千登世（84歳）唐牛 |
| ・三上 キヨ（95歳）居土 | ・木田 大勝（50歳）三ツ目内B |
| ・原田 ヒロ子（80歳）虹貝 | ・佐々木 ヤヨ（98歳）九十九森 |
| ・松橋 悅子（58歳）蔵館5B | ・三浦 一昭（88歳）八幡館 |
| ・白戸 ハツ（81歳）大鰐10 | |
| ・中嶋 光昭（101歳）居土 | |

弘前大学生 コラムコーナー

昨年度から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」。今年度は広報6月号から月1回、弘前大学生が大鰐町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーを掲載しています。令和7年度第7回目は、西山 美菜（にしやま みな）さんと対馬 侑斗（つしま ゆうと）さんが語ってくれます！

いろんな感謝祭

西山 美菜

人文社会科学部2年の西山美菜です。私は11月29日・30日に、鰐comeで開催された「まるごと大鰐秋の感謝祭」において、ステージイベントの企画・運営に携わる貴重な機会をいただきました。

イベント企画は初めての経験で、何から始めればよいのか分からず状態でしたが、町役場の方々に助言をいただきながら、手探りで準備を進めていきました。タイムスケジュールや予算の管理に加え、「どうすれば大鰐町の方々に楽しんでもらえるか」「どうすれば町の魅力に興味を持ってもらえるか」を何度も話し合い、企画内容を練り上げました。

準備期間中は不安や迷いもありましたが、迎えた当日は想像していた以上に多くの来場者が訪れ、子どもから高齢の方まで世代を問わず楽しんでいる様子が印象的でした。大きなトラブルもなく無事に終えることができ、お客様に楽しんでもらえたことに達成感とうれしさ、そして大きな安心感を覚えました。イベントに協力してくださった方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

今回の経験を通して、地域の方々と協力しながらイベントをつくり上げることのやりがいや難しさを実感しました。実際に企画運営をしてみて見えた課題や面白くするためのコツなどもありました。もしまたこのような機会があれば、リベンジもかねてぜひ積極的に関わっていきたいです。



ENJOY！

対馬 侑斗

私が大鰐町のことを知ったのは一昨年の冬でした。周りの人が言うにはどうやら温泉があって良い場所らしい、と。

ある日温泉に入りたくなりふと大鰐を訪れました。駅を出てすぐに足湯があり、心躍りました。ぶらりと町中を歩くと温泉がたくさんあり、さらに心躍りました。以来温泉に入りたいと思った時は、弘前市内の温泉ではなく大鰐の温泉が一番に思い浮かびます。

そして実習に参加してからは大鰐を訪れる機会が多くなりました。職員の方に大鰐の様々なスポットを案内していただきました。その中でも特に心躍ったのが平川親水公園でした。私の中の青春のイメージのひとつとして川で遊ぶ、というのがありました。しかし私の地元にはふらりと寄れる川が無く、川への憧れをずっと隠して生きてきました。それが大鰐で数歩いた先にあるなんて。理想の川、私の青春はここにもあったんだ、とすぐに水遊びがしたくなりました。

平川親水公園を知ったその週末にピクニックをしに訪れました。川に足を入れながらレジャーシートの上でお弁当を食べ、足元を泳ぐ小魚を見つけては喜び、コンクリートの上で倒れている虫にビビり、水切りのために丸い石を探し回り、水の中で冷やしたジュースを飲む。川の水は温かかったのでジュースはほぼ常温でしたが、川でやりたかったことをたくさんできてじんわりと心が満たされていくのを感じました。

大鰐町は私の青春を彩ってくれた大切な場所です。実際に訪れて町内外の人の話を聞いていると、大鰐町は誰かの思い出の場所で、思い出になっていく場所なんだよとより思いました。微力ではありますが、私も大鰐町の魅力を多くの人に伝えていけたらなと思います。



3歳児健診 むし歯のない子

12月の3歳児健診でむし歯が無かった子どもたちを紹介します！



菊池 桜妃ちゃん
(蔵館5B)



山口 笑苗ちゃん
(虹貝)



佐藤 成くん
(鯖石)

発行 大鰐町役場 (〒038-0111)

青森県

南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3)

編集

総務課

0171-48-1111

800年以上の歴史
をもつ大鰐温泉は、
津軽の奥座敷として古くから多くの湯治客が訪れました。そんな古き良き温泉郷にはレトロで懐かしさ感じるスナックが数多く残っています。

大鰐 湯の街 華の街
スナックママカード 第2弾

ママの笑い声、人情深い常連さんたちとの交流で、日々楽しく過ごすことができます。ママカードちょっとだけ。

詳しくはこちら

●広報おおわには町のホームページでも公開しています [URL] <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

大鰐温泉スキー場で、もやっピーがスキーを滑ろうとしている後ろ姿です。今年は豪雪で雪かきに追われる毎日ではありますが、スキー場はコンディションが良好です。是非スキー場にお越しください。町公式Instagramでも公開した写真です、そちらも是非ご登録ください。

広報おおわに No.769

令和8年2月号

発行 大鰐町

編集 大鰐町総務課

〒038-0211

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字

羽黒館5番地3

TEL 48・2111

FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HP

大鰐町LINE